

令和3年11月1日

お客様各位

豊田信用金庫

## 「お客様情報」の定期的な確認についてのご協力のお願い

近年、キャッシュカードすり替え詐欺や、なりすまし、闇金などの口座の不正利用といった金融犯罪が増加しており、当金庫のお客様が被害に遭われる事例も確認されております。また、国際社会におきましても、金融犯罪である「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」対策の重要性が叫ばれております。

当金庫としましても、大切なお客様をこうした金融犯罪等からお守りするための各種取組みを進めております。

11月からは、窓口に加えまして、順次、はがきDM（ダイレクトメール）を、既にお取引のあるお客様に対して送付させていただき、お客様の現在の情報（住所・連絡先・ご職業・お取引目的等）を定期的に確認させていただく取組みを開始いたします。

はがきDMの内容としましては、スマートフォンやタブレットを用いて二次元コードから専用のシステムにアクセスしていただき、いくつかのご質問へのご回答と運転免許証等を撮影し、ご提出いただく内容となっております。

金融犯罪等にお客様が巻き込まれないように、また、早急にご連絡することが必要な際の連絡先の把握等のための取組みでありますので、お客様にはお手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【キャッシュカードすり替え詐欺：当金庫での事例】

※ATM 出金手数料は省略。

取引日	支払額	説明	残高	時分
3.2.14		豊田市内でキャッシュカードすり替え	2,100,000	12:00
3.2.14	100,000	豊田市内のコンビニATMで出金	2,000,000	13:45
3.2.15	100,000	大阪市内のコンビニATMで出金	1,900,000	8:30
3.2.16	100,000	東京都内のコンビニATMで出金	1,800,000	8:05
3.2.17		<b>当金庫よりお客様に連絡し、詐欺発覚</b>	口座ストップ	

キャッシュカードのすり替えから、毎日、場所を変えて引き出し限度額（このお客様は10万円の設定）を出金している典型的な詐欺です。お客様が詐欺だと気づかず、また当金庫がお客様と連絡が取れなかった場合、更に被害が拡大していた懸念があります。

(注) お客様情報の定期的な確認（はがきDM含む）に関しまして、当金庫職員が「キャッシュカードをお預かりすること」や「口座番号・暗証番号をお聞きすること」はございません。当金庫職員を騙る「キャッシュカードを預かる」や「暗証番号を聞く」といった内容の依頼は、全て特殊詐欺の手口となりますので、ご注意ください。

<本件に関するお問い合わせ先>

お客様相談室 TEL：0565-36-1384 受付時間：平日9:00～17:00

# 信用金庫とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、信用金庫を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれなように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、信用金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

最近には色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご照会いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。